相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区中堂寺前田町二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　笠岡　泰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地　京都フクトクビル三F　いつわ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山地　敏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市東灘区住吉東町三丁目一三一五番地、最後の住所大阪市都島区毛馬町一丁目一八番二五号谷村マンション三〇三号　被相続人　亡　**藤**田　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階　相続財産管理人　弁護士　相沢　祐太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市梶原八一二番地、最後の住所大阪府東大阪市長堂三丁目一七番一五号　被相続人　亡　佐々木小夜子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル七〇一　相続財産管理人　弁護士　林堂　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市国府町川原田二九六番地一、最後の住所兵庫県宝塚市仁川高丸一丁目三番一一号　被相続人　亡　髙橋　倫子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　兵庫県伊丹市南本町二丁目四番六号コバコンスビル二階　相続財産管理人　朝本　行夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区西落合六丁目一番、最後の住所神戸市垂水区塩屋町二丁目一番一号　被相続人　亡　山下　尚克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　神戸市中央区三宮町二丁目一一―一センタープラザ西館五〇一号　相続財産管理人　弁護士　森　有美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市中島町イ一〇〇八番地、最後の住所島根県益田市中島町イ一三六一番地四〇　被相続人　亡　大畑謙太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　島根県益田市東町三三番九一号　相続財産管理人　田**原**　良隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　酒井キヨ〃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　徳島県徳島市末広五丁目二番五四号　相続財産管理人　司法書士　日浅　泰浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区金田三丁目四九番地、最後の住所北九州市小倉北区下到津二丁目一番八―二〇二号　被相続人　亡　石丸　正次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　事務所北九州市小倉北区田町一四番二八号　ロイヤービル二階司法書士法人ロイヤー合同事務所　相続財産管理人　司法書士　竹中　志織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字藤田二一八九番地、最後の住所福岡県直方市大字感田八九四番地一五　被相続人　亡　久我　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　福岡県北九州市八幡西区樋口町七番三一号　相続財産管理人　司法書士　林田　浩志

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年２月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ミサワホーム株式会社　②国土交通大臣(2)7576　③代表取締役　竹中宣雄　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横須賀市佐原１―１―18　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　ミサワホーム株式会社　代表取締役　竹中宣雄

①春田不動産　②鹿児島県知事(2)5485　③春田武士　④鹿児島県姶良市加治木町新生町210　⑤1000万円　⑥鹿児島県知事　⑦鹿児島県姶良市加治木町新生町210　春田不動産　春田武士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県いちき串木野市大里五三四七番地、最後の住所鹿児島県いちき串木野市大里九九二番地　市来松寿園　被相続人　亡　松島ミツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　事務所鹿児島県いちき串木野市桜町一一五番地司法書士南竹龍一事務所　相続財産管理人　司法書士　南竹　龍一

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年十二月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項一号に該当し、終了いたしました。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十二日　神戸市中央区港島中町七丁目一番一　株式会社アシックス　規約型確定給付企業年金清算人　佐藤　明